

議案第70号

要保護・準要保護児童生徒の認定について

別紙のとおり、要保護・準要保護児童生徒の認定について、琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第7号）第2条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 2年12月24日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

申請児童生徒一覧

番号	学校名	学年	新規 継続	住所	一人 親 家庭	認定 の 根拠	令和元年分合 計所得金額(円)	認定基準額 (円)	備考
1	浦安小学校	6	新規	琴浦町 大字浦安	○	②イ	2,249,769	4,535,502	所得外 伯父:障害 年金受給
2	東伯中学校	1	新規						
3	東伯中学校	2	新規						

〈参考〉琴浦町就学援助費支給に関する要綱
(対象者)

要保護者（生活保護法第6条第2項）	
準要保護（要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者）	
①ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	①イ 市町村民税の非課税
①ウ 市町村民税の減免	①エ 個人の事業税の減免
①オ 固定資産税の減免	①カ 国民年金の掛金の減免
①キ 保険料の減免又は徴収の猶予	①ク 児童扶養手当の支給
①ケ 生活福祉資金貸付等による貸付	
その他経済的理由	
②ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者	
②イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	
②ウ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	
②エ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品通学品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者	
②オ 経済的な理由による欠席日数が多い者	
②カ その他当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動により、所得が著しく減ったとき又は家庭内の病気等により家庭支出が著しく増えたとき等で教育委員会が支給する必要があると認めた者	